

えいせい

都庁職衛生局支部ニュース 本庁版

2009年8月18日発行

発行責任者 支部長 小野塚洋行

内線63-210 電話03-3349-1501

都庁職

人事院勧告を受け 都人事委員会要請を実施

人事院勧告に追従せず、給与・一時金の改善勧告を行え

人事院は8月11日、国家公務員給与に関して月例給・一時金ともに引き下げ、平均年間給与を△15.4万円（△2.4%）とする極めて政治的で不当な勧告を行いました。

この人事院勧告を受け8月14日、都庁職は東京都人事委員会に対する要請行動を実施し、「2009年人事委員会勧告に向けての都庁職要請」を提出しました。（全20項目）

都人事委員会が5月に、政府与党の政治的圧力に屈し、人事院に追従して「夏季一時金の減額支給」という前例のない「不当な臨時勧告」を行った経過を踏まえ、要請では冒頭寺崎副委員長から、第三者機関としての人事委員会の基本姿勢を追及しました。

1 本給と地域手当の配分については、都職員の実態を踏まえ、地域手当の本給への繰入を基本とする抜本的な改善を行うこと。また、島嶼や都外公署に勤務する職員にとって、制度的な矛盾が拡大している事態を解消するよう具体的な改善措置について勧告すること。

2 民間給与の実態調査については、団体交渉によって賃金・労働条件を決定している企業とし、調査対象企業規模は1,000名以上とすること。また、追加較差については、賃金改定状況を正確に把握するために、積み残し事業所を追跡調査し、その較差を算入すると共に、定期昇給率調整をやめること。

3 比較給与の範囲については、公民の実態が大きく異なる住居手当を除外すること。また、住居手当については、国及び民間の実態を正確に把握し、制度の抜本的改善と首都圏の住宅事情を反映した支給額の大幅な引き上げを行うこと。

4 標準生計費については、実態と大きく乖離している現行の算定方式を改め、大都市東京の生活実態にあったものに改善すること。

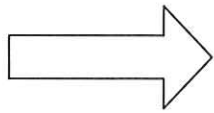
5 給料表の構造については、都職員の生計費保障を基本に改善を図ること。また、これ以上の昇給カーブのフラット化拡大は行わないこと。また、昇格メリットについては、すべての職員の処遇確保の観点から、格差拡大や管理職優遇につながる改悪は行わないこと。

7 一時金（特別給）については、都の職員数規模などからみて、企業規模1,000人以上の民間との比較とするとともに、給与と同様に「同種・同等」原則に基づき、同種・同等ではない従業員を比較対象から除外するよう早急に比較方法を改めるとともに勤勉手当を廃止し、期末手当に一本化すること。また、民間における支給水準や臨時的給与等の支給実態を正確に把握し勧告に反映すること。

日程変更のお知らせ

衛生局支部・奥多摩ます釣り大会

日時 ~~9月5日(土)~~



9月26日(土)に

変更になりました。
申し訳ありません。



※ 日程以外はの変更はありません。是非御家族で御参加ください。

集合 現地10時集合

場所 奥多摩大丹波川国際ます釣り場

川井駅下車 徒歩25分 または、バス(9時27分発乗車予定)

参加費 1000円(こども500円)

申し込み 支部書記局まで(63-210)

都区職員生協 8月のおすすめ

2品

8月18日(火)販売

お昼休みに支部室(27階南)で販売します。

ツアープルーン

長野県産

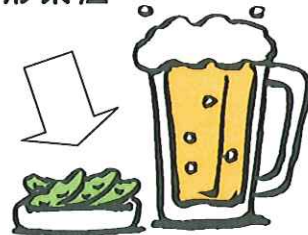
400g600円

組合員以外620円



だだ茶豆

山形県産



250g 350円

組合員以外370円

数に限りがありますので電話で予約していただくと確実です。

衛生局支部 内線63-210 大村まで

衛生局支部ホームページ

<http://www.eiseikyoku-shibu.com/>

携帯電話対応です
是非ご利用ください。



まだ組合に加入していないあなたへ

労働組合は働くあなたを守ります。
困ったときはいつでも電話を下さい。

衛生局支部 都庁内線(63)210

組合に入りましょう!